

○ 岡本委員

今の矢野委員のお話につけ加えるわけではございませんが、税方式自体いろんな問題があるということは事実であります、若い方々からすれば、ともかくこれ以上の負担の増はやめてほしいという気持ちがありまして、これしか負担ができないのであれば、将来あなた方の世代はこれしか水準がないのだよというように言われても結構だと。それが今より低くても結構だと、それを明確にしてほしいと。そのかわり、そうなればそれで自分たちは30年間、40年間、公的年金制度以外のところで自分たちは自己努力するよと、自己責任でやるよという気持ちが若い方には非常に多いということも理解をする必要があるかなと。

若い方々が50、60になって、また考え方方が変わるかもしれませんけれども、公的年金の中だけでの自己責任、自助努力というのではなくて、若い方々はそういうものに限界があるのであれば、自分たちで個人年金であるとか、インフラ整備してもらって、大いに自己責任という意味でつないで、こういう意識があるということは理解してくれると思います。

○ 翁委員

公的年金のあり方について、向山委員と岡本委員、矢野委員が触れられておられましたけれども、コンセンサスが得られているなというふうに感じた部分が、確かに保険料を引上げ、給付をカットするというような対応だけをやっているわけではなくて、もっと改革についてもいろいろ幅広く考えていった方が良いというご議論が多かったという点と、賦課方式か積立方式かという財政方式の選択に当たって、特に向山委員が書かれておられましたけれども、少子化対策として財政方式を変えることを考えるというのは余り意味があることではないというような点だったと思います。

つまり、財政方式をマクロで見る場合とミクロで見る場合を区別した方が良いと思っておるのですけれども、マクロ的に見ると、賦課方式というのは確かに少子化に弱い制度ではありますが、積立方式にしたところで、豊かな老後が保障されるわけではないという点については、恐らくマクロ的に見れば、多くの現役世代が十分と思われる貯蓄をしたとしても、マクロ的に貯蓄超過になりますので実質の利子率が下がって、結果として老後の蓄えは目減りするということになります。この前段での議論にありましたけれども、本当に豊かな老後を保障するのは、そういった財政方式の変更ということが魔法のつえなわけではなくて、結局マクロの働き手を増やすと。高齢者や女性の働き手を増やしていくということでしか手に入らないということはまず言えるかなと。それはマクロ的に言えることだなというように感じました。

ただ、一方、制度のあり方ということでは、矢野委員も触れておられたのですけれども、堀委員はそういう要素だけでないと否定されていましたけれども、賦課方式は助け合いのやり方であり、積立方式というのは自己責任になじむやり方だと思います。若杉委員も書かれておられたのですが、そういう観点からとらえると、この積立方式ということを検討する意味は十分あるかなというように感じました。

すなわち、この間、スウェーデンやドイツの改革についてのご紹介がありましたけれども、例えば確定拠出型年金、そういうものは非常に積立方式になじみやすいですし、官民の役割分担というのを、あちこちでいろんな方がふれておられましたけれども、そういうものについても、積立方式というのは民間の自助努力という意味ではなじむということだと思います。また、向山委員が触れておられたように、公的年金の積立金の問題ということを考えても、その大きさの弊害ということを考えると、積立方式というのは、いわば公的年金に非常に負荷がかかっている部分をどういうふうに官民で役割分担して、より制度設計全体として年金制度を信頼できるものにしていくかという観点から議論するに大いに意味があるかなというように感じました。

質問というかコメントのような形なんですが、そういうような印象を持ったということですございます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。まだ、発言されてない方でございますでしょうか。

○ 今井委員

今日いただいた資料ですごく好感持てたのが岡本委員の発言の内容がすごく私の身近なところで起きていることを書かれてあるなという思いをしました。そこですごく思ったのは、弱者とは、今若い人たちかという言葉が一番すごく印象に残ったのですけれども、確かに今年金もらっている高齢者の方というのは結構裕福な方が多いかなという感じがします。

その若い人たちが逆に弱者というのが、すごく今のイメージからすると不公平への是正というのがすごく大きいと思うのですけれども、それをなくさないことには本当に未納の方が増える一方だし、まず第一に保険料を上げるということも確かに大事なのですけれども、それより先に1号も2号も3号も、全員がもっと一生懸命働いて生産性を上げるというような気持ちになれるような、それこそ将来の展望というものをちゃんと国が出すような、といった方向で話を進めていただくと良いかなというような気がしました。

○ 杉山委員

岡本委員の方からご発言があった、若い人たちのことをよく考えて、年金を見直していくというのには本当に共感をいたしました。私自身も税が良いのか保険が良いのかというのは実際よくわからない部分がとても多いのですが、ただ、本当に思うことは、それによってどれくらい若い人の負担が楽になるのだろうかということです。あと、だいぶ先のことだけれど、年金を納めると、老後はこうなるよというものを見せてもらわないことにはとても納める気にはなれない。若い世代の親たちは、目の前の子育てとか毎日の暮らしに追われているわけですから、将来的にこうなるよというような明るいビジョンが見えないことには、不公平感が募るばかりです。先ほど部会長代理から出ていました目的消費税が9.2%になるような数字を出されて、目の前がくらくらするばかりという状態です。

例えば、基礎年金部分が税になると、事業主は、このような負担をするよとか、ある程度の数字を出しながら、今後、税方式のお話が見えてきたら良いのかなと思いました。

○ 宮島部会長

ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

○ 井手委員

今、目的消費税の率のお話が出て、世の中にショックを与えるという意味では、こうなる可能性もあるということで数字を出すということは意味が大変あるのではないかと思うんですけども、例えば先ほどの基礎年金を間接目的税化した場合には、これだけ消費税率が上がってしまうといったときに、その数字だけを見ると、そんなことに耐えられるだろうかという意見を誰もが持ってしまうと思うのですが、一方で、そのことで社会保険の方の負担がなくなってトータルな家計としてシミュレーションした場合、それぞれの消費額によって決まってくるのかもしれないのですけれども、そこで浮いた分を消費に回したときにどうなるか、というあたりが重要なのだろうと思います。これまでのように、給付を伸ばすとか減らす、あるいは負担を増やす、ということを繰り返していくと、どうしても不信感というものが増してしまって、「ネット」という言葉がご議論の中に出でおりましたけれども、別的方式の枠組みをいったん考えた上で、個々の家計がどうなるかということを、シミュレーションするということが必要ではないかと感じました。

○ 近藤委員

この中で賦課方式か積立方式かということで、何か議論が1か0かというような議論ですけれども、日本の積立を一部入れた制度というのは非常に外国から見ても良い制度ということで、これについては従来の考え方をとって、長期的に安定させるための積立をどう持つかということを議論していくべきだと思います。

それから、制度の問題に入るかもしれませんけれども、保険料の上限を当然設けるという考え方は前からありますが、高度成長でドンドン右上がりでいった感覚の考え方を捨てて、その場合には年金も自動的にマイナスが当然入るという考え方。スライド制なども、本来のマイナススライドをゼロにするという形でやっていますけれど、こういう考え方を捨てて、若い方の痛みを年寄りも感じるという制度に作り直さないと不信感は払拭できないということで、これはまた制度の中で議論されると思いますけれども、一応感じたことです。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。これは議論の尽きないことではあります、今日実はもう一つ、前回、井手委員の要請で、本日、事務局の方で、社会保険料と税の徴収の話の資料がございますので、時間の関係で、今ここで説明いただきたいと思います。

○ 十菱社会保険庁運営部企画課長

社会保険庁の企画課長でございます。それでは、私の方から資料9に沿いまして「社会保険料と国税の事務費等の比較」につきましてご説明を申し上げたいと思います。

まず申し上げたいことは、国税というのは、これは言ってみれば、全体が徴収のための組織でございますが、私ども社会保険は、適用・徴収・給付という三つの仕事を一体的に実施しております。保険の対象者である事業主あるいは被保険者の方を把握いたしまして、制度に加入していただきまして必要な記録管理を行う、これが適用でございますが、そういった対象者から保険料をいただく、これが徴収でございます。それから、給付に関しましては、年金の請求に応じてお支払いをする支給業務とそれに伴います相談業務など、これらを一体として行なっておりますのが社会保険だということでございます。

それでは、主要な点についての比較でございます。まず徴収額でございますが、これは12年度の実績数値でございます。徴収額の規模の比較ということでございますが、国税の方は53兆9,171億円ということで、これに対しまして社会保険の方は、政管健保、厚生年金、国民年金合わせまして28兆2,059億円ということで、徴収額の規模から言いますと、国税の50%、5割強という水準でございます。内訳は、政管健保、厚生年金分が26兆1,692億円、国民年金が1兆9,648億円ということで、この2つを合計いたしましても、実は上の数字には若干ならないわけでございますが、その分の差額は、船員保険というほかの制度等をやっておりますので、今日お示しました三つの項目、全て若干合計額に差が出ておりますが、政管健保、厚生年金、国民年金以外の業務もやっていると、こういうことでございます。

それから、職員数でございますが、これは14年度の総定員数という把握でございます。

国税の方は、5万6,466人、それに対しまして社会保険は1万7,542人ということで、職員の規模から言いますと、全体としまして3割強ぐらいの水準でございます。この職員は先ほど申し上げましたように、社会保険業務全体の職員でございますので、それでは徴収に関する職員が一体何人いるのだということでございますけれども、これはいろんな業務を一体としてやっておりますので、なかなか集計しにくい部分もございますが、とりあえず社会保険事務所の現場において直接徴収部署において仕事をしている担当職員ということで申し上げますと、全体で2,700人、こういう数字でございます。

それから、事務費でございますが、これは14年度の予算を使っております。国税全体では7,328億円、社会保険全体では3,139億円ということで、事務費については大体国税の4割強という規模でございます。政管健保、厚生年金のグループと国民年金に分けますと、それぞれ1,525億円、1,591億円という額になります。粗々でございますが、この事務費を徴収額で割りますと、事務費率といいますか、コスト率といいますか、こういうものが出るわけでございます。これは時点が違うものを単純に割るだけでございますが、算数をいたしますと、国税の方が1.36%という数字が出てまいります。社会保険の方は1.11%という数字が出ております。

したがいまして、適用とか給付とか全体業務の事務費率で比べましても、国税に対して事務費率が高いということにはなってはおらないわけでございます。分解いたしますと、国民年金がそのコスト率が大変高いではないかということになるわけでございますが、これは2,000万人を超える1号被保険者からの一人一人の徴収でございますので、国税におきましても、こういった自営業者からの徴収には、それなりのコストがかかっているのではないか、こういうふうに思います。

さらに申し上げますと、3,139億円でございますけれども、徴収に関する事務費というのはどうれぐらいなのか。これは予算からクリアーに出てくるようなものではございませんので、一定の前提を置いて推計するしかないわけでございますが、3,139億円に対しまして大体2割強、700億円程度が徴収の事務費といって良いのではないかということでございます。それぞれ政管健保、厚生年金では200億円程度、国民年金では500億円程度ということでございますので、国民年金の徴収にかかる経費のオーダーはどうれぐらいかと言われば、国民年金全体の事務費の3割ないし1／3ぐらいではないか、こんなふうに思っております。

それから、この国民年金の1,591億円という事務費でございますが、平成14年から国年の収納事務などが市町村から国に移管をされました。その間の事務費の変化につきまして、参考までに申し上げますと、13年度はこの数字が1,810億円という数字でございました。市

町村から国に移管することによりまして、12%ぐらいの減になってございます。

それから、こういった徴収額につきまして、いわば徴収率というのがどういうような感じになっているかということでございます。国税との比較は難しいわけでございますが、所得税の源泉徴収分と厚生年金ということで比較させていただきますと、所得税の源泉分の徴収率は96.8%、それに対しまして、厚生年金の方の徴収率は97.9%ということでございますので、徴収率においても国税に比べて遜色ない実績ではないか、こういうふうに思っております。

以上でございます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。この数字はこのとおりでございますけれども、ただ、先ほど申しましたように、税の徴収コスト、社会保険の場合には徴収だけではないことをやっておりますから、これを比較するのはなかなか難しい。あと、当たり前のことですが、税で言えば、源泉徴収のところは非常にコストが低い。ですから申告納税に依存する法人税、消費税は高い。社会保険料も同じような問題、源泉徴収のところは非常に安いけれども、実際に申告の方をお願いしているところは高くなるということがございまして、残念ながら国税の方は、税目ごとの徴税費はわかりませんので、正確な比較は不可能でございます。

それから、先ほど神代部会長代理から報告ありました滞納につきましては、実はこれが国税庁の事業年報でございますが、こういうものに非常に詳しく載っておりますので、先ほどの新規滞納でございまして、その年度間に滞納を整理された残りがどのくらいかというようなことも、そういう資料はきちんとございます。国税、地方税も含めた徴収コストなども資料がございますので、これが必要があれば、むしろ私の方が多分詳しいので、資料として少しサポートさせていただきたいというふうに思います。

それで、今日はレポートを中心にいたしまして、大変熱心にご議論いただきました。特にレポートされなかった各委員からもそれぞれコメントいただきまして、議論が深まつたものと私は考えております。

ただ、私の率直な印象を申しますと、これはいろんな委員からも初めの部分に出たことでございます、例えば雇用でありますとか、企業のあり方とか、将来の経済状況といったような年金制度を取り巻く要因の大きさ、あるいは今日の中でも、一種の財源論として提起されました、税制なり財政なりとの関係というような、そういう要因の重要さが、むしろだんだん浮かび上がってくるのではないかと思います。我々にとって非常にコントロールしがたい面ではございますけれども、年金制度の中だけで解決策を求めるようというのは、

やや難しいのではないか。例えば先ほどの税方式の場合の受給資格をどうするかというの は、これは当然税制における、居住者とか、非居住者とか、永住者とかという、そういう 納税者の区分と整合的でないとおかしくなるわけでありまして、そういう税制との関連も ございます。それから、いろいろございました高齢者や女性の就業率を上げるためにどう したら良いのか、そのためには企業の問題もあるでしょうし、労働供給側にも無論あるか と思います。

それから、今日6人の先生からご説明ありましたように、実は積立方式か賦課方式かと いう経済的な影響を議論されますけれども、一つは人口変動と、もう一つは経済変動のリ スクなどが、どんな形で将来影響を及ぼしてくるかというようなことについても、重要な 論点でありながら、必ずしも私が見るところはっきりした答えが出ているとは限らないと いうような問題もございまして、年金を取り巻く要因は非常に大きく広がりがあるという ふうに思います。

ですから、そういう議論を進めると同時に、一方で、これは16年再計算、制度改革に向 けての議論でございますから、今、比較的次年度に近いところで議論をさせていただいて おりますけれども、いずれ制度改正なり再計算の際の、長期を見据えつつ、もう少し具體 的な議論をやっていかなければいけない。そうなりますと、年金制度、財政の部分に関し てもっと踏み込んだ議論の必要性が出てまいります。

そういう中で論点を浮かび上がらせるということと、もう一つは、今後ある意味での制 度改正なり、そのあり方を絞るなり、絞りきれない場合には選択肢を示すことで良いと思 いますけれども、ただ、いずれにしても、これは我々が仮にそういう論点を提起したとき には、それについて、我々は“フィージビリティー”という言葉を使いますけれども、実 現の可能性ということを考えざるを得ないわけで、ここは年金の研究会ではございません で、あくまでも年金部会でございます。かといって、かつての審議会のようなネゴシエー ションのようなことはするつもりはございませんで、その辺のこれから運営の仕方なりに ついては、また皆様と十分相談をさせていただきながら審議を進めていきたいと考えてお ります。今日はそういうことで、主として前回から続きまして、基礎年金の財源をめぐる 議論を続けてまいりましたが、既に今日の段階でも、その他の積立方式の話もが出てまいり ましたし、また広い意味での社会保障全体の構成の中の年金制度の位置づけということにも入ってきておりますから、明確にその次の議題を分けて審議するのは 難しいと思いますが、前回示しました当面の議題の進め方によれば、今回の議論を受けま して、年金制度の財源のあり方について、さらに論点を深めていくという作業を進めてい

きたいと思っております。

先ほど申しましたように、皆様のご希望に沿いまして、なるべく事務局の方で資料は用意するつもりではございますけれども、最近、官庁のホームページも非常に充実しております、ほとんどの重要な資料につきましてはダウンロードできる状態になっておりますので、ぜひとも有識者の皆さん方には、ご自分で少しそういう資料を検索されたりもしていただくことが、今後の議論を進める上で、厚生労働省のお仕着せの資料だけによらずに議論する意味で、非常に重要でございますので、その点はくれぐれもお願いを申し上げたいと思います。

次回の予定につきましては、事務局の方でまた日程調整させていただきましてご連絡を申し上げますが、候補日ということで、何か特に今日はよろしゅうございますか。

○ 福井総務課長

特に私どもの方からはございません。ご熱心な今日はご審議ありがとうございました。
食事を用意しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 宮島部会長

それではどうもありがとうございました。これで部会を終わります。